

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

住宅特定改修特別税額控除額

(令和4年分以降用)

(年分)

氏名 _____

この明細書は、次のI又はIIの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。
I 令和4年1月1日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

II 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を令和4年1月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

I 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	(1)	円
交付を受ける補助金等の合計額	(2)	
(1) - (2)	(3)	
(3)と250万円のいずれか少ない方の金額	(4)	
住宅耐震改修特別控除額 (4) × 10%	(5)	(100円未満の端数切捨て)

※II 7の計算欄を併せてご確認ください。

不動産番号	
-------	--

「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、(2)の金額や認定住宅等新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

II 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	(6)	年月日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	(7)	/

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑧から⑩のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を〇で囲んでください。

年齢が50歳以上（同居親族の方の場合は65歳以上）	(8)	該当	同居親族の方が⑧から⑩のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名（ ） 続柄（ ）
障害者（⑧に該当する方を除きます。）	(9)	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑧又は⑨に該当する方を除きます。)	(10)	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	(11)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	(12)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(11) - (12) ※50万円を超える場合に限ります。	(13)		
(13)と(13)×(7)のいずれか少ない方の金額	(14)		
(14)と200万円のいずれか少ない方の金額	(15)		
(15) × 10%	(16)	(100円未満の端数切捨て)	

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(17)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	(18)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
((17) - (18)) ※ 50万円を超える場合に限ります。	(19)		
(19)と(19×(17))のいずれか少ない方の金額	(20)		
(20)と250万円（太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	(21)		
((21) × 10%)	(22)	(100円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	(23)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	(24)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
((23) - (24)) ※ 50万円を超える場合に限ります。	(25)		
(25)と(25×(23))のいずれか少ない方の金額	(26)		
(26)と250万円のいずれか少ない方の金額	(27)		
((27) × 10%)	(28)	(100円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合(I、II 3及びII 6と重複して適用できません。))

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(29)	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(29)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(30)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
((29) - (30)) ※ 50万円を超える場合に限ります。	(31)		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	(32)		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
(32)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(33)		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
((32) - (33)) ※ 50万円を超える場合に限ります。	(34)		
((31) + (34))	(35)		
(35)と(35×(29))のいずれか少ない方の金額	(36)		
(36)と250万円（一般断熱改修工事等に太陽光発電設備設置工事を伴う場合は350万円）のいずれか少ない方の金額	(37)		
((37) × 10%)	(38)	(100円未満の端数切捨て)	

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合(Ⅰ、Ⅱ③及びⅡ⑤と重複して適用できません。))

住 宅 耐 震 改 修 の 標準的な費 用 の 額	⑨	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑪ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑨に 関 し 交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 合 計 額	⑩		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑨ - ⑩) ※50万円を超える場合に限ります。	⑪		
一 般 断 熱 改 修 工 事 等 の 標準的な費 用 の 額	⑫		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑪イ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑫に 関 し 交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 合 計 額	⑬		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑫ - ⑬) ※50万円を超える場合に限ります。	⑭		
耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 標準的な費 用 の 額	⑮		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑪キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑮に 関 し 交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 合 計 額	⑯		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑮ - ⑯) ※50万円を超える場合に限ります。	⑰		
(⑪ + ⑭ + ⑰)	⑲		
⑲と(⑲×⑦)のいづれか少ない方の金額	⑳		
⑲と500万円(太陽光発電設備設置工事を伴う場合は600万円)のいづれか少ない方の金額	㉚		
(㉚ × 10%)	㉛	(100円未満の端数切捨て)	

7 その他の工事等に係る事項

(Ⅰ、Ⅱの改修工事と併せて行うその他の工事がある場合及び工事限度額を超えるⅠ、Ⅱの改修工事がある場合)

住 宅 耐 震 改 修 工 事 又 は 住 宅 特 定 改 修 工 事 に 係 る 標 準 的 な 費 用 の 額 (工事の費用に關し補助金等の交付を受けた後家屋が共有の場合は補助金等の額を控除した後の金額に⑦を乗じた後の金額)	㉚	円	〔⑪+⑯+(③+⑩、⑯又は⑰)〕の額を書きます。
㉚の う ち 工 事 限 度 額 を 超 え る 部 分 の 額	㉛		[(⑪-㉚)+(⑯-㉚)+{(③-④)+(⑩-㉚)、 (㉚-㉛)又は(㉚-㉛)}]の額を書きます。
住 宅 耐 震 改 修 工 事 又 は 住 宅 特 定 改 修 工 事 と 併 せ て 行 わ れ た 一 定 の 工 事 費 用 の 額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㉚		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑪ア ①、②、③、④、⑧又は⑩の改修工事と併せて行われた第1号工事～第6号工事に要した費用の額」欄の金額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
㉚に 関 し 交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 合 計 額 (改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)	㉛		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額(改修工事をした家屋が共有の場合にはあなたの共有持分割合を乗じた後の金額)を書きます。
(㉚ - ㉛)	㉝		
㉚と ㉛ 及 び ㉝ の 合 計 額 の い づ れ か 少 な い 方 の 金 額	㉞		
1,000万円-(㉚ - ㉛) (0円未満となる場合は0円)	㉟		
㉞と㉟のいづれか少ない方の金額	㉙		
(㉙ × 5%)	㉚	(100円未満の端数切捨て)	

8 住宅特定改修特別税額控除額

住 宅 特 定 改 修 特 别 税 額 控 除 額 (㉚ + ㉛ + ㉝ + ㉞ + ㉙ + ㉚)	㉛	円	申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑤又は認定住宅等新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	---	---	--